Ｒ４．１２．２８　県内介護事業所メールマガジン通知文案

　介護保険サービス事業所　管理者の皆様

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策徹底と施設内療養への対応について

日頃から、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただき感謝申し上げます。

　さて、全国的に新規感染者数が増加傾向にあり、本県においても感染者数が増加し、県内医療機関の病床使用率も５０％に迫る状況となってきております。

　今後の感染拡大に伴ない、病床の更なるひっ迫から、一般の医療提供に影響が及ぶことが懸念されます。

　各施設におかれては、感染防止対策に尽力されているとは思いますが、職員を起因としたクラスター事案もいまだ多いことから、改めて感染対策の徹底をお願いします。

また、高齢者施設入所者が感染した場合、軽症、無症状でその他の病状でも入院不要であれば、原則、施設内での入所を継続し、施設内療養となります。

今後の感染拡大に伴い、施設内療養が増加することが見込まれることから、自施設の発生に備え、下記の留意点についてあらかじめ確認いただくようお願いします。

（施設内療養の留意点）

・事前に嘱託医等に相談し、感染者の健康管理の方法や、症状に変化があった場合の連絡・報告フローや対応方針を決定しておき、感染者の発生や、病状変化の際は、事前確認した方針に従い速やかに相談する

・感染者のケアにあたっては、保健所等の指示に従い、感染者・濃厚接触者のゾーニングを行い、他の入所者との区分けを明確にし、介護にあたるスタッフはできるだけ限定して対応する

・感染者に対しては、個人防護具を着用してケアを行い、ケアの前後には、必ず手指消毒を徹底する

・他の入所者についても、検温や状態の変化の確認を行うほか、咳や呼吸が苦しくなるなどの症状が出た場合には、速やかに嘱託医等に連絡する

・利用者や家族に対して、感染した場合でも症状によって施設内療養となることを事前に説明しておく